

リスクの分担表（案）

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		市	受注者
水道法上の管理責任	水道の管理に関する技術上の業務に関するもの	○	
下水道法上の管理責任	下水の悪質水質の流入等に関するもの	○	
廃棄物処理法上の管理責任	沈砂、し渣等の運搬・処分に関するもの	○	
その他法令上の責任	受注者の業務履行上で直接関係するもの（労働安全衛生法、消防法、個人情報保護法等）	○	○
法令等変更	この契約に直接関係する法令等の変更	○	○
	本業務に直接関係する新たな法整備あるいは規制強化について、受注者の不備又は遅滞により本業務の履行が不可能になった場合、又はそれを回避するためのコスト増を招くようになった場合		○
	本業務に直接関係する新たな法整備あるいは規制強化により本業務の履行が不可能になった場合、又はそれを回避するためのコスト増を招くようになった場合	○	
税制度変更	受注者に影響を及ぼす税制度変更（法人税等）		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
許認可の遅延	受注者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
	市が取得する許認可の遅延に関するもの	○	
契約の解除・変更・締結	受注者の責めによるもの（法令違反、破綻、放棄等）		○
	市の責めによるもの（安全対策違反、支払滞納等）	○	
	選定事業者の事情で会社設立ができないことに関するもの（所要資金の確保や許認可の獲得も含めて）		○
	市の許可を得ることなく、受注者を構成する事業者が交代することに関するもの		○
	受注者の責により契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
契約の解除・変更・締結	市の責により契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	供給及び支給等、本契約に規定された受注者の義務が履行されない場合		○
	供給及び支給等、本契約に規定された市の義務が履行されな	○	

	い場合		
--	-----	--	--

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		市	受注者
物価変動	インフレ・デフレによる人件費・物件費の変動、高騰により本業務の履行が困難となる場合	○ 協議	○ 協議
第三者賠償	受注者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
住民対応	受注者の責めによるもの（施設見学、窓口対応、誤請求等）		○
	上記以外のもの（上下水道事業の実施における住民反対運動、住人訴訟等）	○	
	上下水道料金等改定に関する議会及びお客さまへの説明・周知に関するもの	○	○
	お客さまからの住民監査請求、訴訟提起等に関するもの	○	○
事故の発生	受注者の責めによる労災事故、設備の破損・損壊		○
	上記以外の事故等によるもの	○	
	点検の中で感知しうる本件施設・設備の劣化等に関し、受注者の注意義務違反により事故が発生した場合		○
	本件施設・設備の使用による経年的な劣化等により事故が生じた場合	○ 協議	○ 協議
	電氣的事故・機械的故障（劣化等による電気、機械設備の故障）による損害	○	○
	公共インフラの事故（停電、通信回線の切断、輸送機関の事故）、送配水管等の事故（放漏水、浸水、赤水）による損害に関するもの	○	○
	伝染病の発生に伴い法令や行政からの指示で業務運営が行えなくなったとき、あるいは新たな業務が必要になったことによる負担の増加に関するもの	○	
システム運営	「上下水道料金調定システム」や「管路情報システム」など市が運営管理するシステムの障害に関するもの	○	
	「上下水道料金調定システム」や「管路情報システム」など受注者が準備し、運営管理するシステムの障害に関するもの		○
	前掲システムのオペレーションミスによるお客さまや施設に与えた危害や損害に関するもの		○
個人情報	受注者の責による本業務に係る個人情報漏えいが生じた場合		○
	市の責による本業務に係る個人情報漏えいが生じた場合	○	
環境保全	受注者の責めによる環境への影響		○

	上記以外の環境への影響	○	
	受注者の責による環境汚染が発見され処理コストの増加が生じた場合		○

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		市	受注者
汚水・雨水・排水	受注者の運転管理の責により流下機能に支障をきたした場合		○
	災害、事故、気象状況等により流下機能に支障をきたした場合	○	
	受注者の責により、産業廃棄物の増加や操業障害、市内排水環境の悪化が発生した場合		○
	市の責により、産業廃棄物の増加や操業障害、市内排水環境の悪化が発生した場合	○	
不可抗力	自然災害、事故等の事象等により、本業務に支障をきたした場合	○	
	自然災害、事故等の事象等について、受注者の対応の責により、本業務に支障をきたした場合		○
緊急時・非常時対応リスク	危機管理事象が発生したときの対応に関するもの	○	
	緊急状況発生時で市の指揮命令系統下での損害発生（緊急状況を原因とするもの）に関するもの	○	
施設の保安	受注者の責めによるもの		○
	上記以外のもの	○	
特定事業所の監督	特定事業所からの排水量・水質の確保及び監視・監督	○	○
管路及び管渠機能の確保	管路の管理及び管渠の堆積、閉塞、漏水等の抑制と管理	○	○
施設更新	受注者の責により業務内容や用途変更等が生じ、そのことに起因するコスト増が生じた場合		○
	市の責により業務内容や用途変更等が生じ、そのことに起因するコスト増が生じた場合	○	
施設損傷	不可抗力により、本件施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合	○	
	受注者による本件施設の不適切な改築、更新、改良、修繕により、施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合		○

	受注者による不適切な運転操作により、本件施設に損傷や損害を与え、コスト増が生じた場合		○
	本件施設以外の施設や事象からの波及事故により、本件施設が損傷を受け配水供給または流下機能に支障をきたした場合	○	

補修費の増大	受注者の責めに帰する事由による補修費の増大		○
	上記以外の補修費の増大	○	

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
		市	受注者
調達費用の増大	受水費変更による調達費の増大	○	
	電力単価、契約電力変更による調達費の増大	○	
	物価変動以外による調達費の増大		○
	市が指定した調達物の価格変動による調達費の増大	○	
	受注者の責めによる調達費の増大		○
	上記以外による調達費の増大	○	
緊急事態に係る費用の増大	受注者の責めにより生じた緊急対応費の増大		○
	受注者の役割分担の範囲内での緊急対応費の増大		○
	上記以外の緊急対応費の増大	○	
上下水道窓口	受注者の責により、盗難、紛失、横領等の現金取扱い上のトラブルが生じた場合		○
	土地・建物の立ち入りに関し、市の責によりトラブルが発生した場合	○	
	土地・建物の立ち入りに関し、受注者の責によりトラブルが発生した場合		○
施設リスク (受注者への移管時)	包括委託開始に際しての対象業務及び施設の確認に関するもの		○
	次期事業者への引き継ぎに使用する「標準業務フロー」の不備による業務トラブルに関するもの		○
	事業引き継ぎに伴う費用負担に関するもの		○
施設リスク (市への業務移管時)	受託した施設での引き継ぎ前での整備不良などを原因とするもので受注者が市に提示していた瑕疵に関するもの	○	
	包括委託終了に際しての対象業務及び施設の確認に関するもの	○	
	事業引き継ぎに伴う費用負担に関するもの		○